

国海査第 523 号の 5  
平成 17 年 3 月 28 日

(社)日本船舶品質管理協会  
会長 板 澤 宏 殿

国土交通省海事局長  
矢 部 哲

### 型式承認試験基準の廃止及び制定について

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(国土交通省令第 93 号 平成 16 年 10 月 28 日公布)により海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令が一部改正されました。これに伴い、大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示(国土交通省告示第 120 号 平成 17 年 2 月 1 日公布)が定められました。これを受け、別添の通り、下記物件に係る型式承認試験基準を制定したので通知します。本通達は、平成 17 年 3 月 28 日より施行します。

### 記

- 1 . 液面計測装置
- 2 . 圧力計測装置
- 3 . 高位液面警報装置
- 4 . 通気装置
- 5 . 船舶発生油等焼却設備